

所得税・住民税

確定申告についてのお知らせ

～確定申告は期限内に正しく行いましょう～

平成二十一年分の確定申告が土日祝日を除き、二月十六日（火）から三月十五日（月）まで行われます。次の事項をお読みいただき、期間中に必ず申告していただきますようお願いいたします。期限内に申告されない場合や誤った申告の場合、不申告の場合などには計算税や延滞税も納めなければならぬことがあります。

なお、下條村での申告日程等は二月一日の全戸配布文書でお知らせいたしますので、ご確認ください。

確定申告をしなければならない方

- ◇事業所得、不動産所得などの合計金額が、所得控除の合計金額を超える方。
- ◇給与所得者で給与収入金額が二千万円を超える方。
- ◇給与所得以外の所得が二十万円を超える方は所得税の確定申告が必要です。なお、二十万円以下の方は住民税の申告が必要となります。

◇二ヶ月以上から給与を受けられ、年末調整をされていない給与収入がある方や、平成二十一年中に退職し、その後就職していない場合などで年末調整されている場合などで年末調整されない給与がある方。

◇土地等の譲渡所得のある方。

◇年末調整で扶養の二重控除をされた方（夫婦や親子で一人の子どもをお互いに扶養控除した場合など）や、三十八万円以上の所得者を扶養控除の対象とされた方（給与所得者の場合は源泉徴収票等でご確認ください）。

◇事業所や個人へ土地等の借地収入がある方、また田や畠の小作物収入がある方は不動産所得として申告する必要があります。

農業所得の申告

農業所得の確定申告は、全ての方が「収支計算方式」で申告していただきます。

収支計算申告の方

農業用収支内訳書を使って収入金額・必要経費、減価償却費等の計算を行い申告していただきます。

全量家事消費されている方

「平成二十一年分農業所得の家事消費に係る届け出」を提出された場合、所得金額を0円として取り扱いますので、該当の方は届出書の提出をお願いします。

青色申告の方は収支決算書を、白色申告（収支計算）の方は収支内訳書を添付

事業所得や不動産所得、農業所得、山林所得のある方で確定申告書を提出する方は、

◇青色申告の方は青色申告決算書を添付してください。
◇白色申告（収支計算）の方は収支内訳書を添付してください。

収支の計算をしてください。

青色申告者と白色申告者の皆様へは事前に収支の計算書をお送りしています。収支の計算がされていませんとご本人の申告に時間がかかるだけでなく、確定申告でお待ちの他の方々にも大変迷惑を掛けることになりますので、必ず計算を済ませてお越し下さい。

確定申告時の注意事項について

◇必要書類の持参をお願いします。確定申告にお越しいただく際に、必要書類をお忘れになる方がいらっしゃいます。源泉徴収票や各種証明書など申告に必要な書類を今一度ご確認いただき、確定申告にお越し下さい。

事業用資産の減価償却費の計算基礎となる耐用年数が改正されました。

「平成二十一年分農業所得の家事消費に係る届け出」を提出された場合、所得金額を0円として取り扱いますので、該当の方は届出書の提出をお願いします。

確定申告についてのお問い合わせは

- 飯田税務署（電話〇二六五一二二一一六五）
- 役場税務係（電話二七一二三一）